

184
538

口源太先生閱

田中雄之進著

獨修
秘訣

弓術圖解完

東京 田中氏藏板

23

361

閑口涼太先生閱

田中雄之進著

獨修

弓術圖解完

東京 田中氏藏板

緒言

弓箭は緊要の兵器として上古より近世に至る迄世よりも重んせられ隨て之れか射法の典故固より備はれり一朝火術の渡來するや長大にして使用に不便なるを以て此術漸くよ衰頽を來し現今は僅かよ体育の玩具となるのみ蓋し此術の根源たる遠く上古神代に始ると雖も未だ一家の流名を稱するに至らず中世より日置彌左衛門氏一家を起し是に於てか日置流の名顯る是を弓術中興の祖とす爾來傳習して諸派となり現今に至れり此術の主とする所は自己の体を作るにあり体備はらざれば必中又は体育の効をなさず故に

徒ら弓を好むは反て其目的の効を爲さるのみならず惡癖浸染して正式の射法を學ぶこと難し故に必中と其何れの目的を問はず宜しく此術を練習すべきなり彼の戸田宿禰の鐵的に於る源爲朝の強弓に於ける源三位の鷦に於ける那須與市之檀浦に於ける皆此術の蘊奥を究めたるを以てなり此の如き妙技ありと雖も口傳若くは初學者に理解し能はざるの傳書のみなるを以て著者深く斯道の湮滅せんとを憂ひ此の術をして永く万世よ傳へんが爲め茲に日置流竹林派の大家關口源太先生の聞を請ひ之れを世に公よし博く獨修者の便とす初學者此書よ就き獨習せば容易

体格を具備し必中の妙味を覺ると難きよ非ざるなり

解圖術弓

目次

- 一卷薙造り様の事
附圖
- 一塚造り様の事
附圖
- 一弓矢名處
附圖
- 一足踏の事
附圖
- 一弓構への事
附圖
- 一手の内の事
- 一引起の事
- 一引込の事
- 一會の事
- 一離の事
- 一卷薙射様の事
- 一跪射的の事
- 一立的並差矢卷薙射様の事
- 一芝前堂前射様の事

解圖術弓

ニ　一奉射禮法体配式の事

附圖

一弦の事

一奉射禮法體配式の事

一櫛膏造り様の事

一行縢の事

一馬上にて射様の事

一弓籠手の事

一船中にて射様の事

一弓籠手の事

一活物射様の事

一弓籠手の事

一遠笠掛射様並馬場の事

一弓籠手の事

一流鏑馬の事

一弓籠手の事

一犬迫物の事

一弓籠手の事

一弓拵様の事

一弓籠手の事

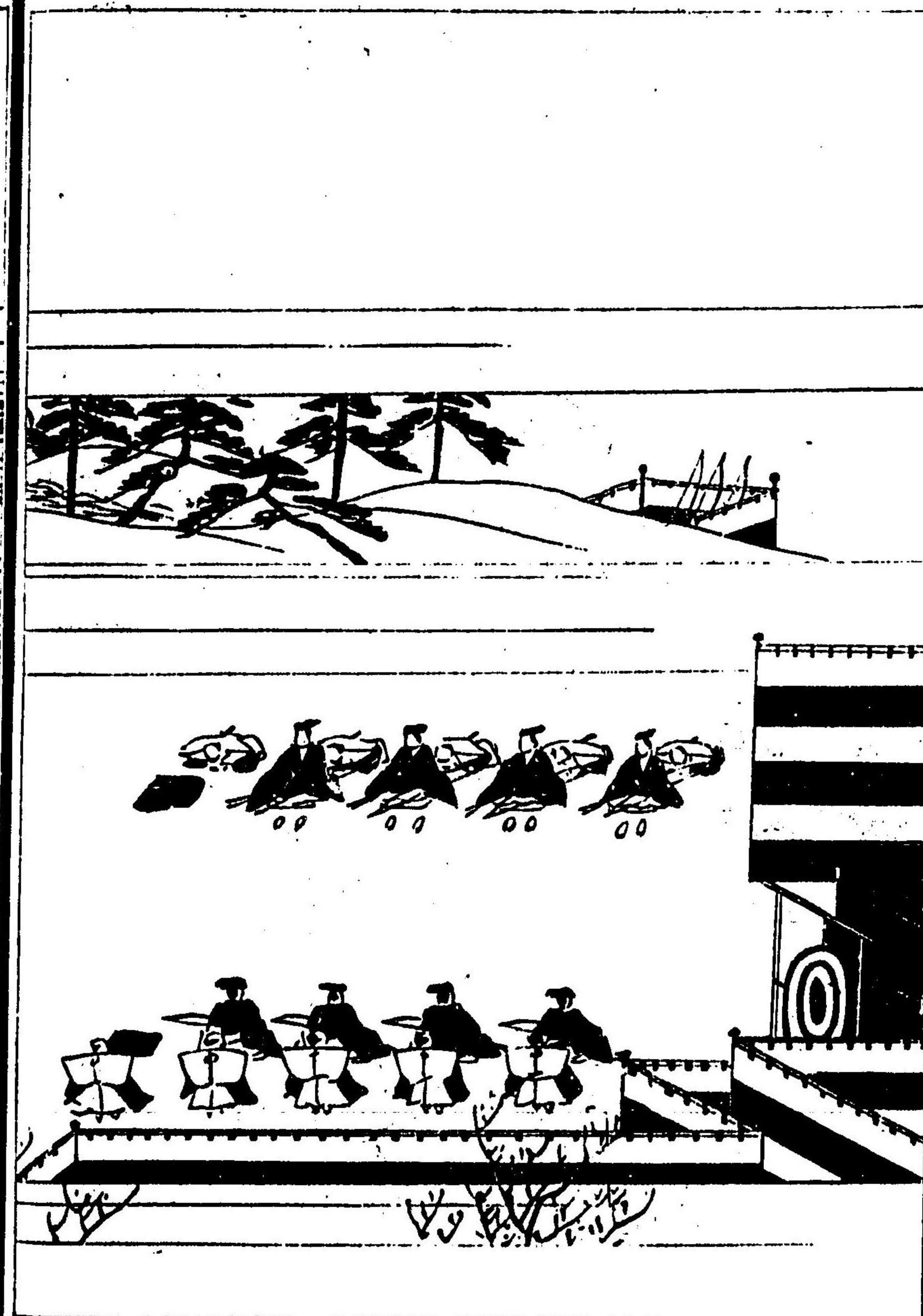
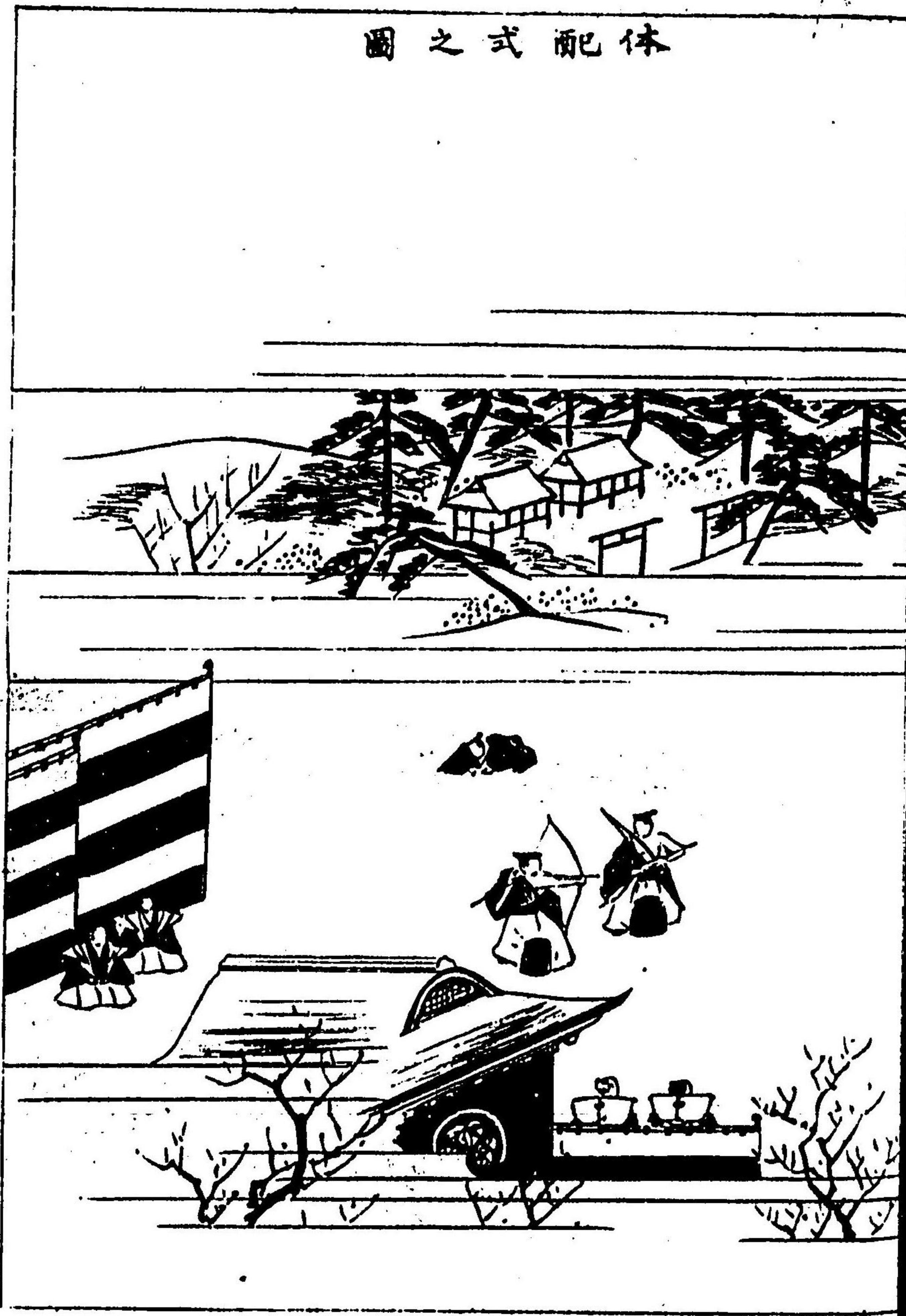
一矢拵様の事(附圖)

一弓籠手の事

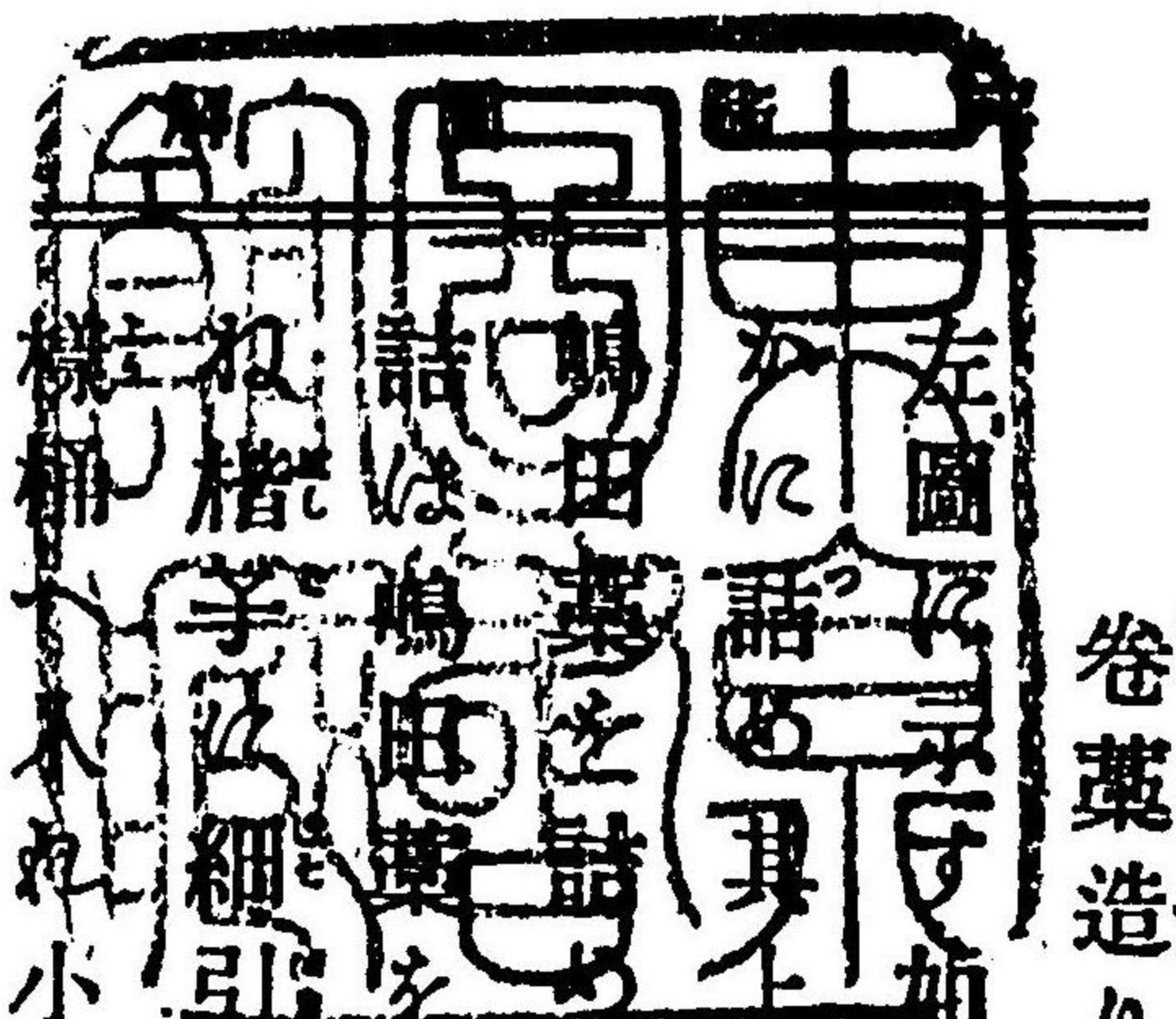
一碟の事

一弓籠手の事

圖之式配体



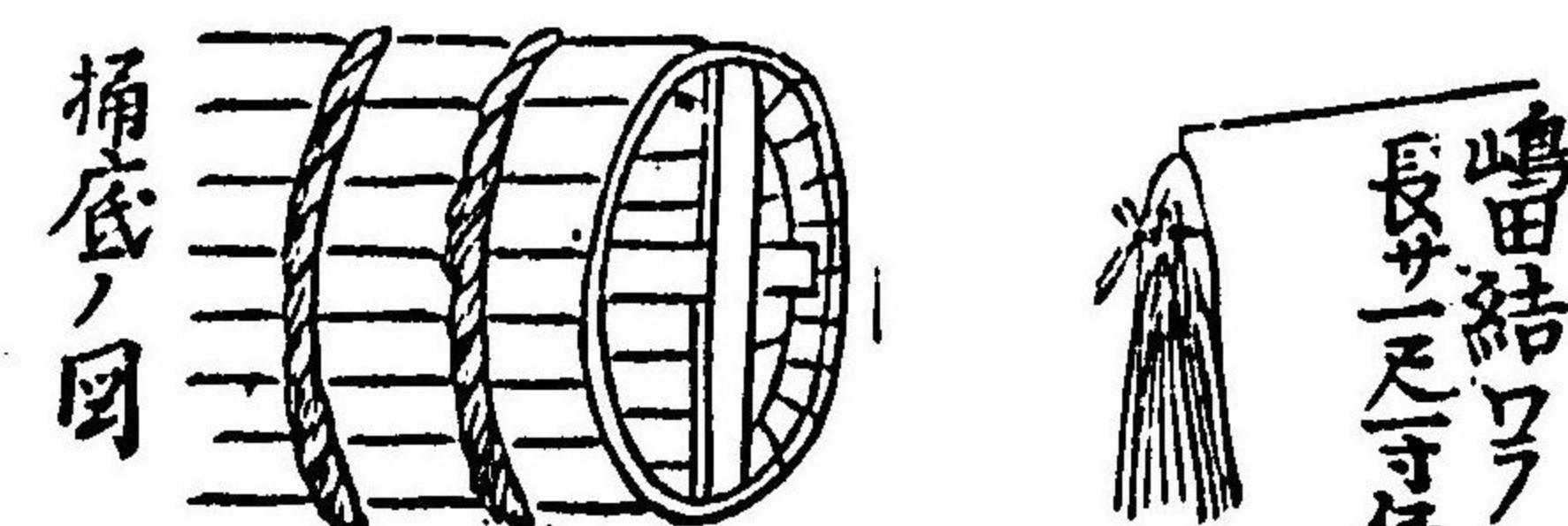
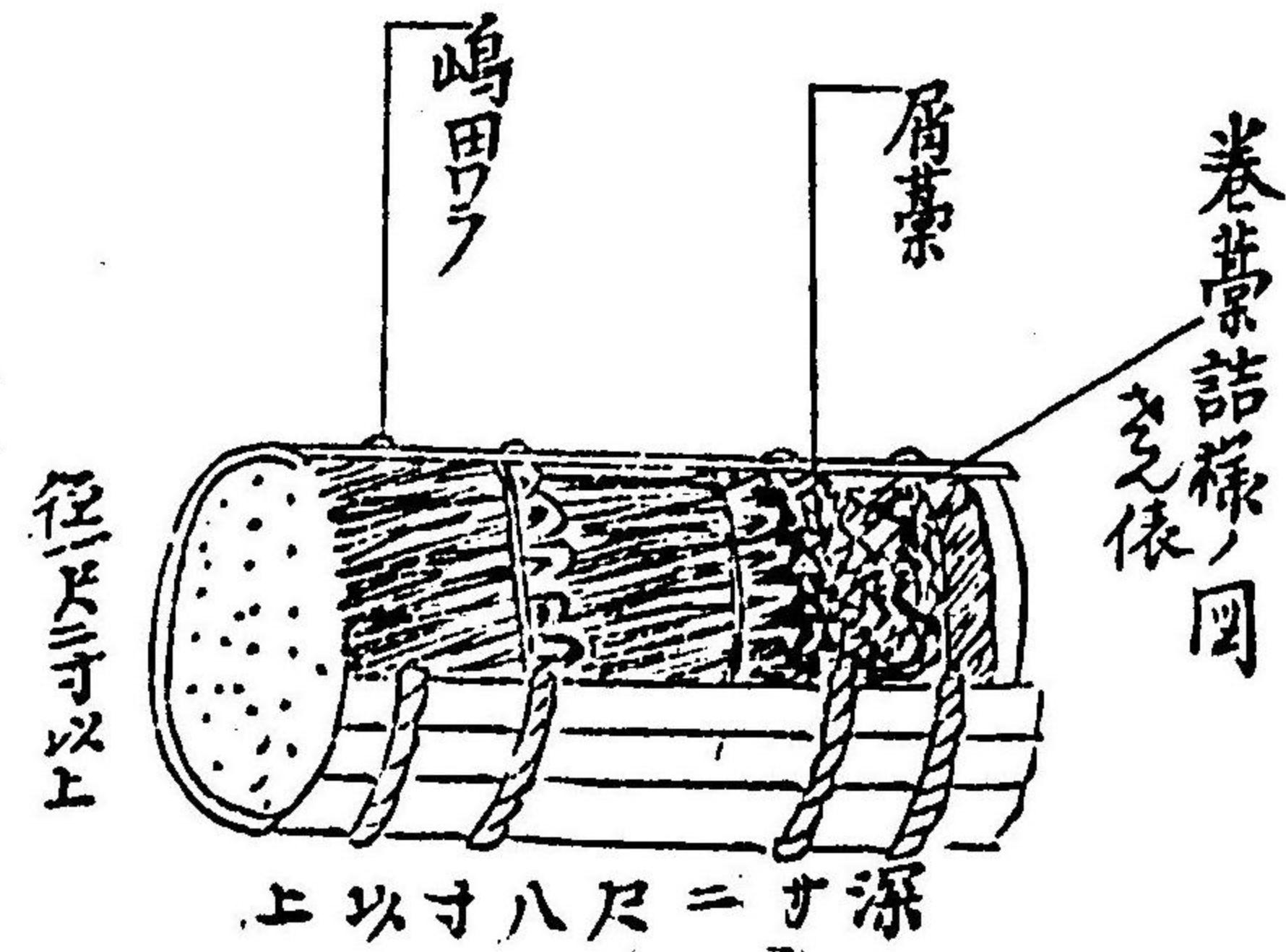
弓術圖解



卷藁造り様の事

左圖に示す如く桶よさん俵を敷き嶋田菴の刈屑を柔
て語る事
桶の小口迄二尺五寸明け其上弁ひ能く
是れも成へく柔かなるを能しとす其上
束ね桶の小口より周圍二寸宛大きく束
を結付け充分よ擠め上け細引の緩まぬ
桶より小口よりかけや若くは厚板を以て打込む
へし詰葉の中の柔きは射込よ就け隨て堅くななるを以
一ズなり其他詰様には種々あれども永久に耐ゆるは此

の詰様を以て最上とす据へ方は臺より乗せ卷藁の中心と射手の眼と平行、よ据へ可し

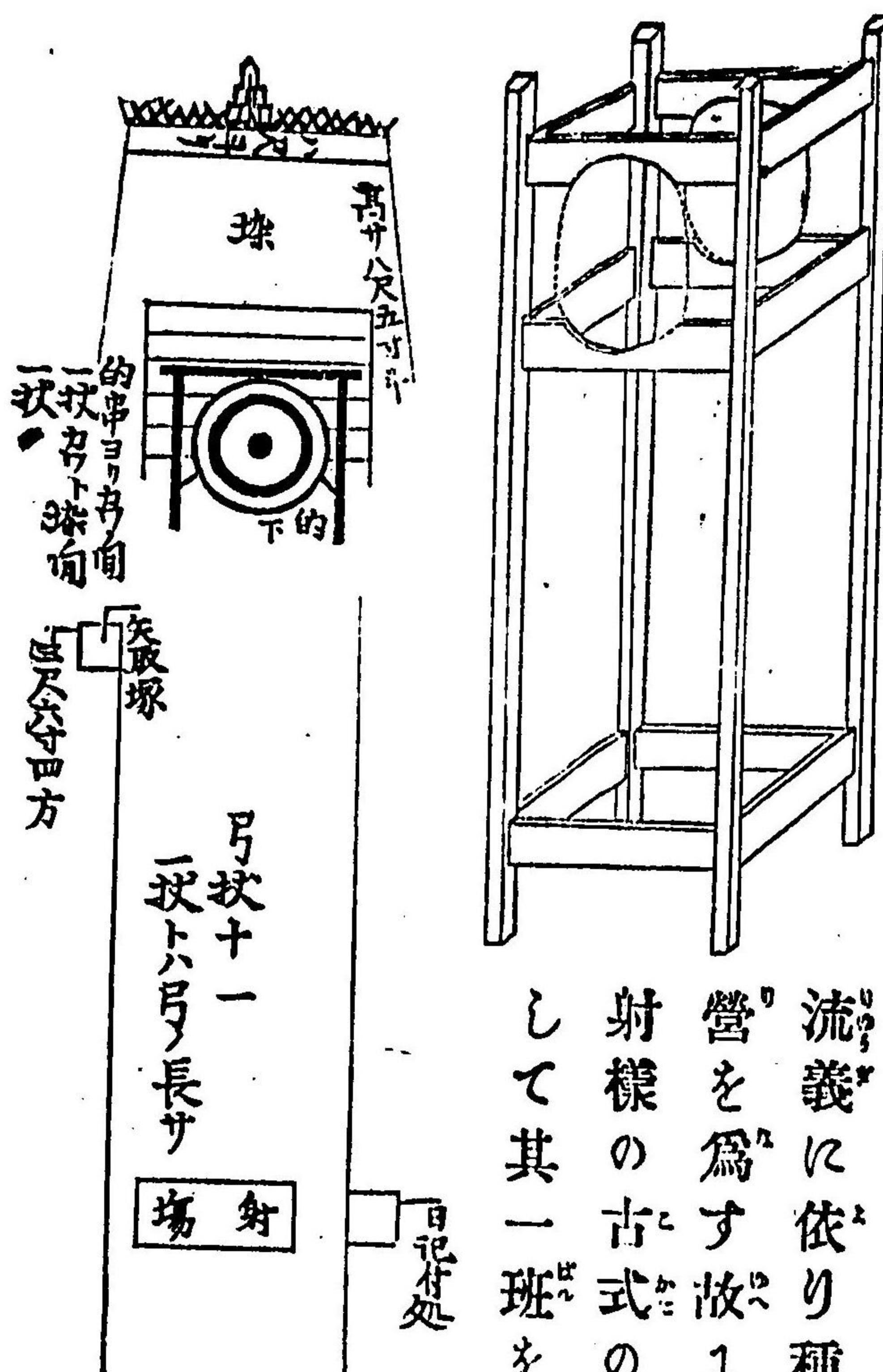


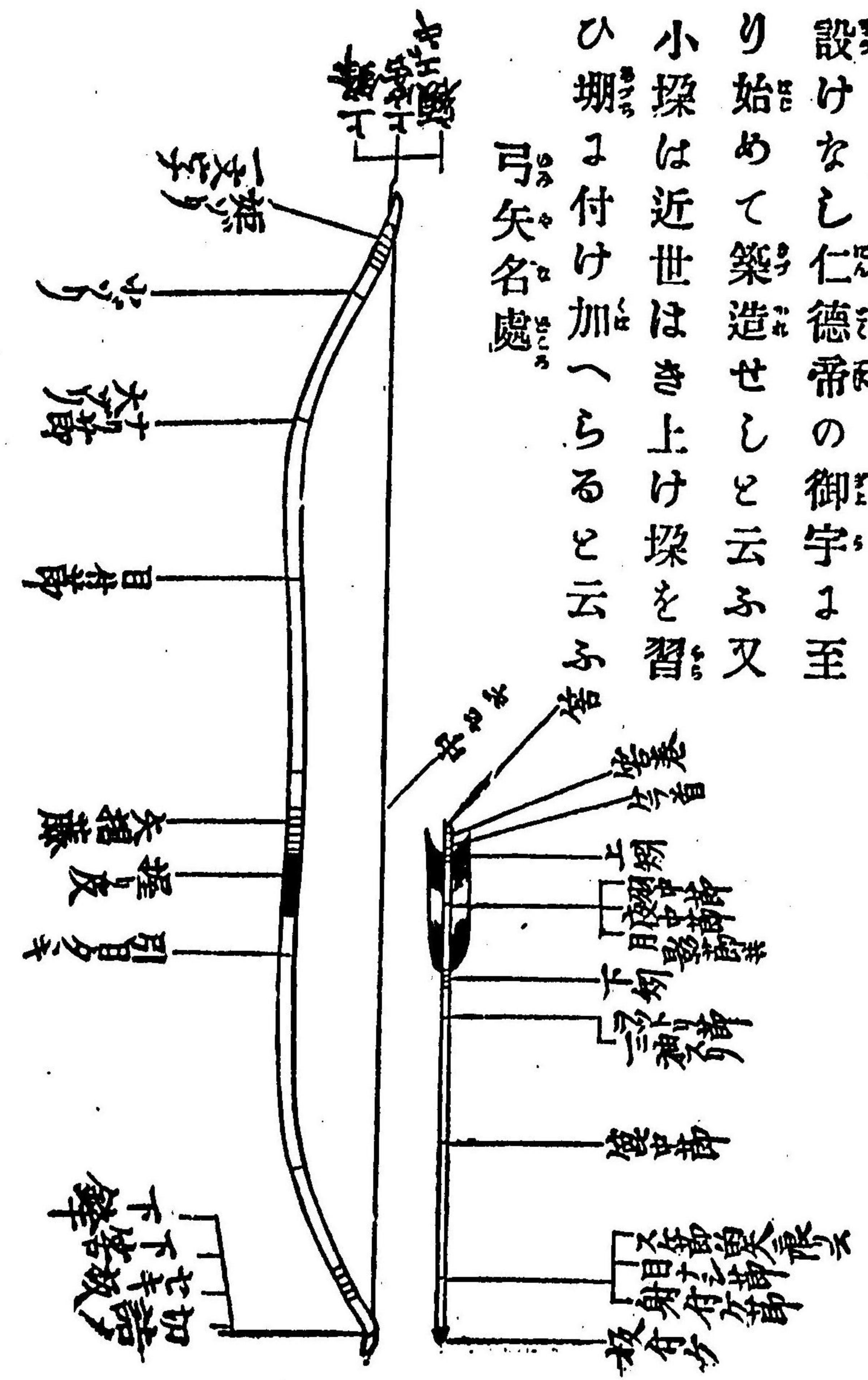
卷藁臺は圖の如く成るべく丈夫なる様作るへし高さは人々の身の丈けによる。

卷藁臺は圖の如く成るべく丈夫なる様作るへし高さは人々の身の丈けによる。

塚作り様の事
塚造り様は定法なし
流義に依り種々の造營を爲す故よ今圓物射様の古式の圖を示して其一班を知らしむ塚

古よりは上在ては其





設けなし仁徳帝の御宇よ至
り始めて築造せしと云ふ又
小塚は近世はき上け塚を習
ひ塚よ付け加へらると云ふ

第四回

右は初學者よ入用なる部分を記す圖にて見て見るべし
弓矢取り様の事
矢は右の手に矢尻を持ち弓は左手よ握皮をとる弦は
外へ向け巻藁に向ひ踏出すべし
足踏の事

五
じき意あり

胴造りの事

俗に出尻鳩胸なり立射は膝の曲らぬ様注意すべし

弓構の事

墨指と云ふ弓と矢と拳と三つの中程に目中するなり
手の内の事

氣分を押へ身体の崩れぬ様注意すべし尤も小指薬指
中指にて持ち小指を充分に握り引くに隨ひ親指と人
差指の股にて下へ押す心持ちよて緩めぬ様射るべし
併しあざと下へ押す事は堅く無用なり放したる跡にて
弓の拳の前後左右よ動かぬ様注意すべし

引起しの事打上げ共云ふ

氣分を押へ身体の崩れぬ様打起すべし

引込の事

足胸共胴造り様に引込べし竹林派の歌に
打渡す鳥蒐の掛橋直なれど

引渡すには反橋ぞよき

蓋し鳥とは弓の拳を云ふ蒐とは掛け拳を云ふ又掛橋
とは矢を云ふなり

會の事釣合共云ふ

會とは充分に氣分を納め釣合を取り狙ひを定むるを
云ふ

離れの事

離れば心の定りしおき双方へ充分に氣合を入れ放つべし

以上は卷藁射様に付き能々記臆鍛練すべし

卷藁射様の事

矢は右の手に矢尻を持ち弓は左の手に握り皮を握り弦を外へ向け足踏の圖の如くに立ち出で卷藁の小口より左の足迄弓の長さ丈け隔り左の足を一尺前へ踏出だし右の足を自己の矢の長さ丈け踏開く矢は其儘弓を右へ廻し目付節上を右の三指にて持ち弓の下鋒を右の足五寸程内へ体よ添へて立て左の袖口を的よ向け拗へ静かよ肌を脱ぎ右手にて弓を目通りへ上げ

左の手よて握り皮を握り右の手の小指にて弦の中せき下を取り弦を廻しながら弓の下鉢を左の膝頭に立て弦を放し二本の矢を弓の外竹の先迄持ち出し左の人差指に挟み右の手を放し乙矢のをつとり節を持ち引抜き早矢の筈を持ち繰出し番ふ乙矢は筈を的よ向け左手の小指薬指の間に挟み右の手は掌を上に向け下腹に當て膽を臍下に据へ氣を落付け左手を的に向け靜に元に取り直し乙矢の板付けを右の三指よて目通り迄引出し小指薬指にて握り引抜く右の親指を弦よからみ中指にて拇指の頭を押へ人差指を矢の筈よ接し左手の手の内を作り其儘的に目を付け打上け左

十弓術圖解

右に引込釣合を取り狙ひを定め時分を計り放つ乙矢は弓を再び左の膝頭に立て右手の小指よて弦の中せき下を取り弦を廻し早矢の手順通り番へ發射すべし射仕舞たるときは弓の上鉢を右に倒し右の手にて目付節を持ち右の足の内へ体に添へて立て左の手を右の懷へ充分に差込み臂より左の襟へ入れ肌を着衣紋を繕ひ左の手にて握り皮を取り弓の上鉢を地よ付け左の足より取崩し引取り一禮す卷藁矢は一本よてもよし

但し蝶の四つ掛なるときは薬指の外へ板付を出し小指にて握るべし又蝶は控所よ於て豫め付け置く

べし決して的場よ於て付けべからず

的前立射様の事

之れは卷藁射様と異なる所なし

跪射様の事

持出し様は卷藁の時と全しく的に向ひ左の足を内にねぢり右の足を外へねぢり双方外八文字に爲し中腰になり左の膝を付け尻を踵の上に据へ右は膝を浮し置く弓を右へ廻し弓の目付節下を右手の三指にて持ち弓の下鉢を右の膝の内へ立て左の袖口を的よ向け揃へ静かに肌を脱ぎ右手よて弓を目通りへ立て左の手にて握り皮を取り左の膝頭五分程前へ立て的を見

つめ(右の手は腰に接す)弦の中せき下を取り矢の早乙
を見分け弓の外竹の先迄持出し左の人差指に挿み早
矢を繰出し番ふ乙矢はをつとり節を持ち引抜き羽根
を後にし我か臍の前へ板付けを置く右の足を踏出し
腰を立て右手は掌を上より向け下腹より當て腰を臍下に
据へ氣を落付け右の拇指を弦にからみ中指よて拇指
の頭を押へ人差指を矢の筈に接し左手の手の内を作
り打上げ左右より込み釣合を取り狙ひを定め時分を
計り放ち静か姿勢を元の如く踵に尻を据へ右の足
を引く同時に弓を左の膝頭の前より立て板付を握る弦
の中せき下を右の小指にて弦を廻し早矢の手順通り

番ひ以前の如く右の足を踏み出し腰を立て發射し終
り足を引き腰を据へ弓を前へ斜に倒し目付節下を右
の手にて取り右の膝の内より立て左の手を右の懷へ充
分に差込み臂より左の襟へ入れ肌を着衣紋を繕ひ右
手にて弓を前へ斜に倒し下鉢より腰より差す如く左の
手より渡し握り皮を持ち其儘體を右へひねり的を後より
して立ち上り左の足より踏出し戻る

差矢卷薦射様の事

卷薦より膝頭迄弓尺の事蹟は左右の手ともに掛け座
禪し右足を前に出し左の足を内より入る足の裏の見ゆ
る様に座す尻の下より二寸五分程の腰掛を置く兩肌を

左より脱ぐ弓を取り棒矢を取り矢は膝の上より斜に置く弓の握皮へくすねを付け右の小指にて矢一本を挿み左手の人差指にて籠中節を押へ右の手にて筈を繰出し番ふ此番ひ様はひねり筈突き筈と兩様あり何れにても宜し筈を番ひ直ちに取掛り引込双方へ充分より氣を入れて射るへし再右手の矢のをつとり節弓は膝頭の前より突き直す其節は弦は内へ向ける矢のをつとり節を右の人差指にて寫し筈本を繰出し引込射る何れも矢はあり丈け之の仕方より準し射るへし

但しひねり筈とは 母指人差指中指にて弦に筈をひねりながら番ふる之れをひねり筈と云ふつさとは三つの指にて一度毎に改め番へるを云ふ

卷藁にて充分練習したる後芝前堂前に掛る射様は別より異りなし

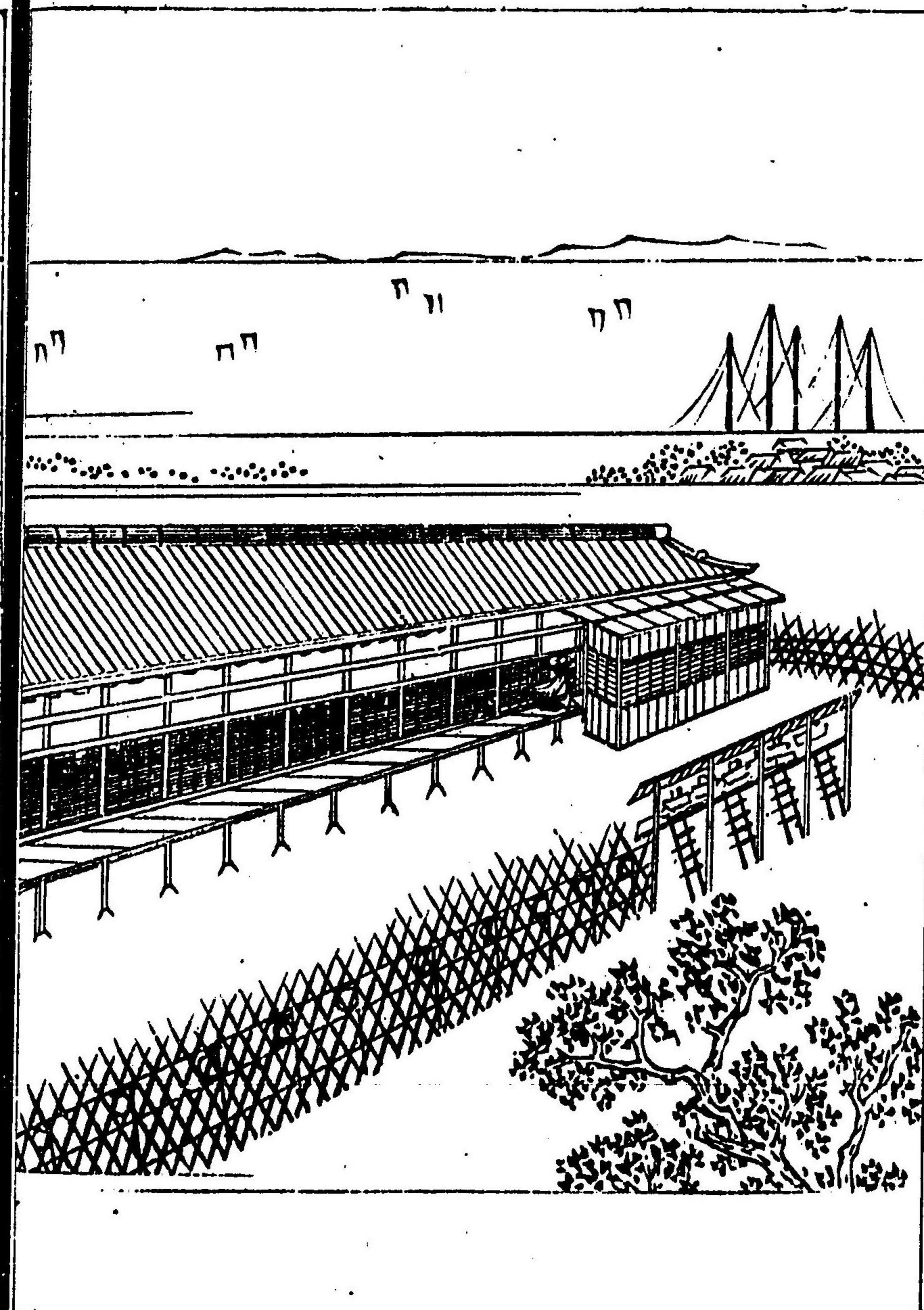
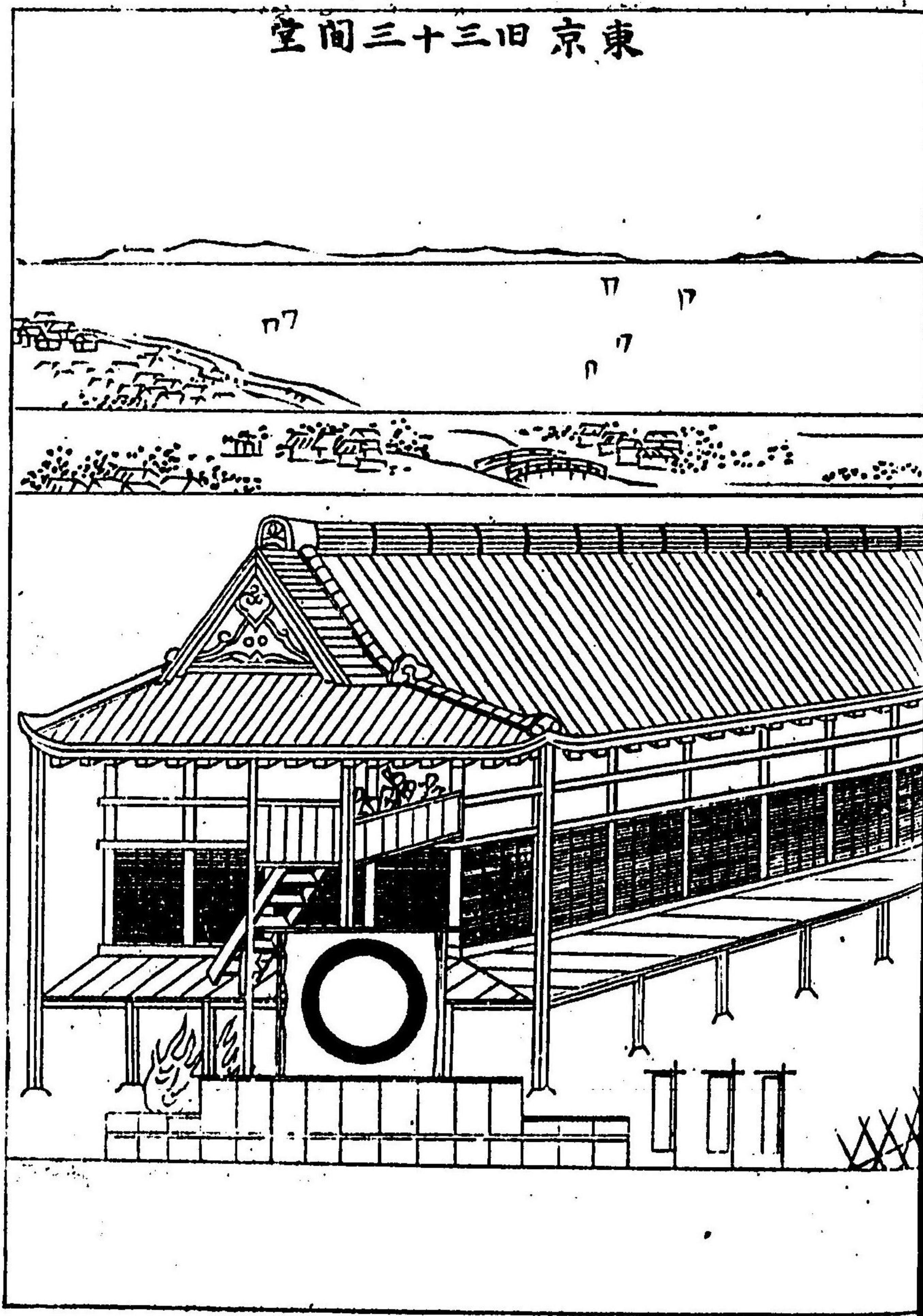
堂前は	大矢數一巻	日矢數 <small>夜幕六時より</small>	千射	百射
あり各勝手なり	當日は	師範	矢吟味	弓師
弦師	矢先	矢櫛	矢檢見	<small>(採扇を用ひ通り毎に射手に報する役なり)</small>
筋引	分役以上の如き人數を要す			

三十三間堂射始めの事

堂前射の始りは京都三十三間堂に於て東山觀音堂の別當あかし坊と云へる者始めて弓引き始めけり東京の三十三間堂は慈顯大師世に居ませしそとき思ひ起し賜ひ寛永十九年公の御許を得て鹿塩保高か遠祖に仰

て京の形かたを寫うつし淺草に造營ぞうえいせり然るに元祿げんろく十一年の秋あき燒失やがれし其後永代嶋えいたしまに移うつしが後又二回燒失やがれし享保けいほう十五年八月又も大風の爲め吹潰ふきつぶし寶曆ぼうり二年十二月再建さいけんありしか明治四五年頃遂ついに取毀とりひてり之れに反し京都の三十三間堂は保元の昔より今に至る迄現存げんそんせり慶長十一年正月十九日石堂竹林の門人淺岡平兵衛なる者凱旋がいせんのとき此堂に於て射試の的み通矢五十一本にして天下一と稱せり此堂の棟木は彼の淨瑠璃じょうるりに言へる如く一本の柳木やなぎなり治承じぢゆう二年十月廿七日入佛供養おはつくわうようを施行せしと云ふ今左に大矢數おおやすう日矢數千射百射等の一
二を記して看者の便べんとす

東京旧三十三間堂



文化六年五月朔日六ツ時より射
翌二日明六ツ時迄夜中箭を焚き

通矢一万千七百四十七本

惣矢一万三千九十二本

天保十一年四月十二日

通矢四千六十六本

惣矢六千五百六十一本

文政十二年十月七日

通矢九百六十五本

惣矢千本

寛延四年八月廿四日

通矢六十四本

惣矢百本

奉射禮法の事

夫れ射禮は公武共に用ひ來れると久敷毎年正月十七

半堂大矢數

渡邊彌三郎

日矢數

遠藤勇五郎

千射

小倉儀七

百射

岡村榮助

十三歳

日內裏弓場殿に於て御行せられ等持院氏足利のとき公武
一統の御的ありしが其例相次かす今は只武家の嘉例
として行ふのみとなれり奉射禮射手は六名以上なり
今六名の分を記す此内弓太郎兩人左右一と番ひにて
以上三度射る此矢數六々三十六則ち一年三百六十日
に象る三ツ番ひは天地人智仁勇三才に象る射手の装
束は古來より一定なし文治五年正月一日右大將御弓
場御催のとき當時出仕の輩常勤の儘にて相勤む依て
之れを嘉例とす中古に至り水干立烏帽葛袴にて勤む
れども高貴の御的のときの出で立ちなり常式には近
代迄上下折烏帽子にて勤め來れり然れども今や明治

の盛世にあつては之れを行ふ者稀なり編者此の古術
の湮滅せんとを憂ひ聊か茲に十人立体制式の古圖を
示して一覽に供す

一人立体配式の事

設けの敷革を立つて數塚に歩み塚の圖を
畏る前弓の射手は左の足を一足次に右の足を踏み次
に又左の足を一足踏み其處にて右の足を左の足際へ
引寄するなり以上三足に踏寄るなり但小足は算入せず如此踏揃まつ
へ先的を見て後に左の足を踏出しぬよ右の足を踏出
す足踏定て弓を右手よ取渡し弓を三指よて持ち弦を
ば身通りの方へ向て弓を立て的を見て扱左の腕の外

へ程にて左の襟を押のけ肌を脱き弓を左の手に取て矢を番ひ弓の本筈を左の膝口の少しく上より至て据へ的を見て引込み狙ひ放つ（卷簾射様の如くすべし）一手の矢射仕舞弓を右の手に渡し又以前の如く立て肌を入れ弓を左手に取移し右の手にて衣紋を繕ひ左の足を引き次より右を引き両足引合左足を一足踏み次に右の足を一足踏み次に左足を踏む様に左へ廻る此時自から數塚に向ふへし併じて右の足より踏しさり左右を踏て小足共に七足半計りよて畏る後弓のときは前弓より二足程遅く体配すへし足踏みは前弓と全し

馬上の時の射様の事

馬上にて向ふ様に射るときは弓の本鉢を馬の平首の右の脇へ越して腰を突立て射るべし又遣り返して弓手の方へ射るよは妻手の鑓を踏付け弓手の鑓を踏み開き射る弓の本鉢の鑓に當てぬ様注意すべし則ち馬上にて要する射様は十二種あり弓手直違、妻手筋違、妻手横物、追様、向、押、捻、月影、袖返、弓手下、妻手手下、弓手切、妻手切等の射法なり此十二種を鍛練せば弓に於て一つとして暗き所なきなり

船中よて射様の事

船中にては腕貫を付けべし弓を射返さぬなり敵の舟より我船の浮ぶとき放つべし膝を割り腰を詰て射る

へ段々と乗出し頓て鞍の中に乗り突立尻に構へ馬を、馳せ矢を抽き出す心にて開き出し腕を差延て馬を馳せ手綱を何となく捨て矢筈を胸の通りにて取り弓を打上げ引て馬を馳せ腕を少じ後へ捻る様にして矢を放つべし矢を放ちても左右の拳を少し保つ様にして手綱を全し様よ掛て的の方を少しく見送り馬を能く止め其儘馬手の方へ打上ぐべし笠掛の時は最初先十騎の射手一度宛馬を通じて二度目より射る最初は馬探すべし一度射終りたれば馬控所へ入り二度目を待つべし

馬場の事

べし

活物射様の事

水鳥をば目無し蕪にて射るときは鳥より二三尺手元を射るべし矢は水の上を飛で恰かも石を以て水を切りたるが如く行きて當るべし

遠笠掛射様並に馬場の事

一遠笠掛射手の出立ちは大口直垂の袖口廣きを用ゆ袖口の廣きは矢筈を取るに宜しければなり裝束定まりて蹀を差し行縢を履き沓を穿ち馬に乗り馬場の扇形の邊へ馬の頭を向け矢を高くはげて臂を下る様よ矢構へして手綱をば二重よ馬手に掛け馬を扇形の先

一疏の長さ壹丁幅一尺八寸程深さ七八尺斗扇形四丈程馬場本末共全じ塔は疏の際より一尺八寸程隔て、弓手に結ぶなり高さ一尺五寸斗又一尺八寸にても扇形の處馬場末本共塔を付けず塚は疏の半分より九杖程に築くべし塚の地際壹丈斗高六尺五寸斗さぐりと塚との間一尺八寸斗さぐりの巾一尺八寸深さ八寸斗砂を布くべし扇形の細みより矢發所迄にて三十三杖とす小笠掛も大抵遠笠掛と變なし馬場は遠笠掛の馬場を逆に遣て射る迄の相違なり

流鏑馬の事

流鏑馬も笠掛の如く初素馳をして夫れより射るなり

素馳せを流鏑馬にては馬場見せと云ふ流鏑馬の向馬場の掠射手の裝束して乗り様等笠掛と大同一異よして馬場の様馬の控様は笠掛と同前なり流鏑馬の馬場は長さ三丁なり馬返す所は笠掛の馬場の如し塔は弓手を男塔と云女塔は男塔より稍底く馬手を女塔と云ふ的是方一疋八寸串は長三尺五寸捕際四寸にして一二三どし人をして持たしむ一の的より二の的迄卅三杖三の的は二の的を去る卅七杖なり射手は第一に蹀の袖を巻き左の袖を肌脱き袴の後腰の下へ入て又袴の腰を結ぶ第五に行膝を履き第六籠手を差す緒は前

後の緒より分て結ぶべし第七より簾を負ひ第八より笠を着第九より矢を簾より差す第十にて沓を履き馬より乗り其後弓を取て馬場に打出て矢を抜きはさて左にて手綱を取り右にて捨鞭し肩を脱きて笠の端を繕ひ右の手に手綱を取り弓を取直し馬場の末を見歸り馬を返す尤も笠掛流鏑馬共流義により一様ならず觀者之を諒し賜へ

犬追物の事

犬追物射手は烏帽子を蒙り染物の下襲の上に素袍を着し左の肩を脱し重籠の弓を持ち大射藝目の矢一筋を取り副へ腰にも差し鞭を手にし行縢を付け馬に乗

りて出づ射手は總て三十六人なり是れは三手の犬追物なり上手中手下手とあり各十二騎宛上手十二騎南の堺の外中手十二騎は西の堺の外下手十二騎は東の堺の外に控ゆ犬追物には矢檢見射手奉行幣振役日記役呼次等の人数を要す矢檢見は赤の頭巾を被り狩衣を着指貫を穿ち不動袈裟を掛け末廣と黒塗の鞭を腰に差し乘馬にて出づ幣振は白綾の衣服に扇子を擲ち髪を垂れ金のはね元結を以て之れを結び薄化粧して齒を染たる美麗なる童子二人雙進して役所に騰る奉行は二人とす日記役は烏帽子素袍にて執筆の役なり先づ矢檢見は西堺の外にて下馬し徒步にて東南の口

より塙に入り榜示の際に至り北面して跪き拜禮す是と全時は三十六騎も皆拜禮す禮終て矢檢見喚次等塙の外へ出づ續て卅六騎も又東南と南西の二口より入り射手十八騎づゝより分れ塙の内に入て十二騎宛南と東と西とに分れ并ぶ一騎毎に矢取介副一人宛を付す而して大繩の間に立て順を立つ時に矢檢見西の榜示の際に於て榠と呼ふ榠直に來り馬の口を取る茲より於て矢檢見呪文を唱へ唱へ終て再び馬に乗る此の時犬下知犬牽の輕卒は塙の外へ犬の索を切縊り引來り五正の大放役に渡す大放役是を請取り塙の内へ入れ矢檢見馬上にて鞭を抜き御犬や候と呼ぶ犬放しの者候

ふと答ふ時に十二騎は馬の頭を立直し大繩に添て矢を番ふ其時矢檢見御犬牽入れ候と呼ふ犬放し答て犬を小繩の内に入れ御犬逃候と三邊唱ふ矢檢見早放つべしと云ふ犬放し者鎌を持ち索を切り犬を放つ射手は各犬を追て射る射手の上手は幾疋をも射る射様は馬上射様を見るべし

射場控への事

一場取七十二間四方なり惣回りは竹を以て塙を結ぶ七十二間は七十二爻を象り塙の間に塙を二重に構へ裁を以て之れを構ふ其内塙の廣さ五十四間四方なり其塙の高五尺斗犬の潜らざる様上れくるみ縁をした

り内塙五十四間四方にする事は榜示十八間の定法と爲す其間空地を四寸に取る塙の際迄五十四間塙の高さ五尺とす五行を象る一間毎一杭木一本宛を立つ榜示とは圓形なり榜示には砂を敷く差渡し十八間射手の馬を立る所とす天地人を象る馬場の中央より九間宛四方へ退て四九三十六と數ふるは地の三十六禽を表す大繩は六間圓形に引回す繩長さ十八尋太さ一尺八分四厘大繩の圓指し六間にする事は榜示十八間を三分一に取り四方よ色砂を敷き東の方には青砂南の方には赤砂西は白砂北は黒砂中央は黃砂と四方に色砂を敷き之れは須彌の四州を表す其四方に四天王を

封し祭る榜示は蒲萌切輪の弓なりと大繩小繩あり直徑二間圓形に引回す繩の長さ六尋小繩の内には黃砂を敷く小繩の内二間にする事は大繩の三分の一 小繩は砂に埋む大繩の内に砂を入れ外は砂を半分に布く故に大繩を置くと云ひ小繩を伏すると云ふ繩の大小は天地に象る大繩も又榜示も圓形よして其形弓の如し故名あり機敷は假家建てし檜皮葺とす東西七拾二間南北四十一間とす南面の中央は御覽所として壇を構ふ塙の西の方に口あり是を犬塙と云ふ此口より犬を引き入る又南の方に口あり是を射手口と云ふ射手出入の口なり又塙の東の方に口あり是を物掛の口と

云南の方より口あり是れも射手口なり皆轅門を象る
又塙の北の方に二間四方の峯形造りの假家あり之れ
を日記付の役所とす以上の如き作りは故實なり而し
て犬追舉行の時は射手奉行二人西南の戸外より徊徘す
勇士四人二人宛に分立して東西南の間に置く歩卒一
人之に從ふ又竹杖を突きたる者八人各二人宛をして
塙の四隅に居らしむ之を犬掛と云ふ又五人を南西の
戸内より居く是を犬放しと云ふ輕卒八人之より從ふ是を犬牽と云
是れを犬下知と云ふ其他二人を戸外に居く
ふ凡そ犬追物式禮如此なり

犬追物の濫觸を尋るに抑人皇七十六代近衛帝の時寵

姫に玉藻前と云ふ美女艶媚なるを以て帝に幸せられ
久壽二年秋七月帝清涼殿に出御有り月卿雲客を召て
管絃の御遊あり時に俄然濛々として風雨烈く燈一時
よ滅す衆大よ驚き火を點せんとす時よ玉藻前暗黒の
中身中より光を放ち清涼殿を輝かす諸人奇異となす
帝會不豫醫療更に効なし安倍泰成より命じて占しむ泰
成玉藻前の所爲と奏す因て帝玉藻前を加持せしめん
事を宣下あり故に泰成宮中より壇を飾り四目を二重に
張り壇上に玉藻をして幣を持たしめ泰成祝祠を唱ふ
玉藻体縮み幣を捨て白狐と化し飛去り趨て下野國那
須野原より入る全月二十三日帝終より崩す彼の白狐後屢

人を害す因て三浦介義明上總介廣常に勅して之れを驅らしむ兩人嘗て走犬を射試む數十日騎して習ふ是れを犬追物の始めとす

弓捲藤割事

重藤、本重藤、末重藤、矢摺重藤、燕重藤、中重藤、吹寄重藤、匂重藤、後重藤、節込重藤、千彈重藤、引兩重藤、をひ重藤、七所重藤、三本藤、白重藤、二所藤、村重藤、三所藤、太平弓、蛇形弧、羅形弓、相位弓、四足弧、福藏弓、世平弓、等とす太平弓以下は世に八張弓と稱す

弓は太古より在ては梓の木を曲て作れるを追々世の進化するに隨ひ竹と木とを鱗を以て張合打立てたるも

のよじて各流義よ因て好みの格好に張立つ先づ白木の儘當分引試む是れを白木弓と云段々引試み是れなれば宜しきと思意せば塗師に命じて我が思ふ所の色に塗るなり下巻糸は麻或は木綿糸絹糸等已れが好むに任す塗色も全様なり塗上りたれば藤巻して始めて完全するなり太古は木を曲て作りたれば之れは鉢を挟み石突きを付け矢種の盡き敵間近より來れば鎗の代りとし使用したる者なり然るよ漸く虚飾に流れ遂に近世の如き作りと成れり弓鉢は近頃靖國神社境内遊就館より出品あり就て見るべし
右に記す捲弓藤割を記したるは廿一張なりと雖も之を

は古人の用ひ來りたる分を記せしなり凡そ之れを作
るに陰陽五行天地の表相に叶へば宜しきなり必竟肝
要とする所は弓の強弱長短の釣合なり藤を用ひ色糸
よて捺めるは弓を損せざらんが爲めの飾なり

重藤は上の藤卅六本の藤廿八合せて八八六十四なり
矢摺藤、引目たゝき藤、蕪藤、彈卷、日月藤は右六十四の外
なり以下述ぶる處之れに倣ふ

一、彈卷二分もぢり藤十二蕪藤三寸日輪卷三卷或は五
卷以下十六の藤四分明きに四分藤卷以下十の藤五分
明きに五分以下五つの藤六分明きよ六分以下五つの
藤六分明きに七分星卷以下矢摺二寸五分附五七九引

目たゝき一寸二分以下四分の藤二ヶ明き一寸二分以
下十の藤三分半宛以下八つの藤二分半明き三分巾月
輪卷三卷蕪藤二寸もぢり藤十彈卷二分

本重藤は日輪卷より以下七つの藤二寸一分以下二寸
より一分減じ引目たゝきより以下十七の藤重藤と全
じ是は七尺三寸弭の積り七尺五寸弭の時は増加すべ
し以下之れに準ず弓の長短に因り藤割の差あり

末重藤は日輪卷より星卷迄三十一の藤星卷の巾と全
じ以下一寸五分二つ一寸三分二つ一寸一分二つ以下
七つの藤九分本の藤三十六末の藤七つ

矢摺重藤は星卷迄末重藤と全じ日輪卷より以下一寸

三分一寸五分一寸七分一寸九分二寸と五つ藤を巻く
以下は星巻迄七つの藤明き巾共五分宛

蕪重藤は上の藤十五本の藤九つ彈巻三分蕪藤三寸も
ちり十日輪巻高藤五以下三分を三四分を三五分を五
つ以下五ツの藤一寸三分一寸五分一寸七分一寸九分
二寸附五七九矢摺二寸五分引目たゝき以下二つ藤二
寸巾以下月輪巻迄七つの藤五分三つ四分二つ三分二
つ月輪巻三巻もちり十蕪藤二寸彈巻二分

中重藤は上の藤十八本の藤五つ日輪巻以下一寸六分
の藤一箇處以下三分五つ四分五つ五分五つ以下星巻
迄二寸巾藤二つ以下一寸九分一つ一寸七分一つ一寸

五分一つ一寸三分一つ一寸一分一つ總て五つとす

吹寄重藤は七五三に藤を遣り日輪巻以下五分一つ六
分一つ七分三つ九分三つ矢摺二寸五分附五七九引目
たゝき以下九分一つ八分三つ七分三つ總て七つとす
匂重藤は日輪巻以下三分一ウ一寸七分一つ三分二つ
一寸八分二つ以下四分を間よ挟み一寸九分を二つ又
五分を挟み二寸二つ引目たゝき以下又五分を挟み二
寸一つ四分を挟み一寸九分を一つ三分を挟み一寸八
分を一つとす

後重藤は日輪巻以下一寸八分つゝ藤明き共全し節込
重藤は節毎を巻く日輪巻以下七箇處の藤各一寸巾引

目たゝき以下三箇處の藤一寸宛
千彈重藤は日輪卷以下七箇處の藤各五分を挟み二五
引目たゝき以下二寸五分の中央五分を置き月輪卷迄
三箇處の二寸五分巾とす

引兩重藤は日輪卷以一寸三分次に三分を挟み又一寸三分を一つ次に一寸四分一丈又四分を挟み一寸五分又五分を挟み一寸五分を二つ以下引目たゝきより一寸五分を置き一寸五分巾を一つ次に五分を置き五分巾を一つ又一寸五分を置きて五分を又一寸五分を置きて一寸四分を又四分を置きて一寸を又四分を置きて四分巾を一つ又四分を置きて一寸四分を一つ又四分

を置きて一寸四分を一つとす

をひ重藤は日輪卷以下十六箇處三分より一分増しに引目たゝきより以下五箇處の藤を一分減しよ巻くへし

七所藤は日輪卷以下二箇處の藤二寸五分一つ三寸六分一つ矢摺一五以下二箇處共二寸五分蕪藤も全し五所藤は日輪卷より星卷迄の中央に三寸六分一箇處矢摺は一寸五分附五七九引目たゝき一寸二分月輪卷迄中央に二寸八分一箇處外異なし三本藤は黒塗白藤なり蕪藤三寸六分もちり十二矢摺一寸五分下蕪二寸八分もちり十彈卷二分なり

白重藤は主將の持弓なり蕪前全斷以下五分明き總て八箇所に巻く

二所藤は日輪卷より以下星卷迄八分宛五分明きに六箇所引目たゝき一寸二分以下二箇所前全様よ巻くへし

村重藤は彈卷三分より二分蕪藤三寸もちり十二日輪卷高卷五分以下三分巾八ヶ四分巾七ヶ五分巾七ヶ次に三寸六分巾一ヶ次に五分巾を五分明きよ十五矢摺二寸五分附五七九引目たゝき以下五分明き五分巾六ヶ二寸八分巾一ヶ次よ五分巾五分明きよ三ヶ以下四分巾二ヶ三分巾二ヶ月輪卷五卷蕪二寸もちり十彈卷

二分とす他に異りたる所なし

三所藤は日輪卷以下月輪卷迄五箇所の藤五分宛五卷附五七九以下異りたる所なし

太平弓は四季藤是なり附七九十一蕪卷一に千彈卷と云ふ

蛇形弧是は白木なり的を射るよ用ゆ附七五三羅形弓白木弓の藤を遺ひたる弓なり古へ化生物を射る可きと爲す弓なり

相位弓吹寄藤是れなり

四足弧箭は征矢に添ゆる重藤の弓是れなり上の藤卅六本の藤數廿八なり

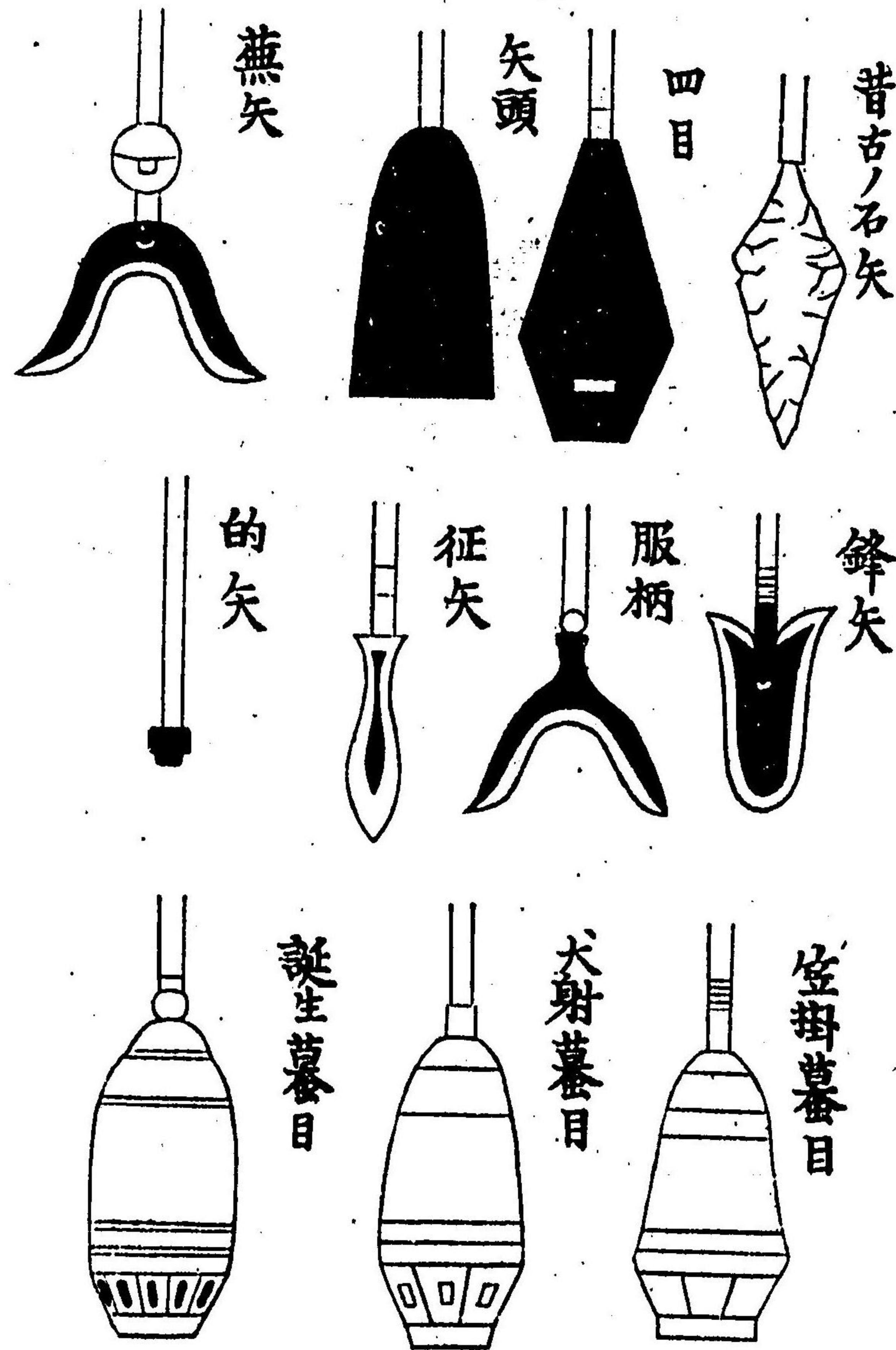
陰陽弓簪入嫁入等に持行弓なりニ箇所宛藤にて巻きたる弓なり

福藏弓土藏等を建つる時祝義に用ゆる弓なり七所藤の弓是れなり

世平弓神事土落杯は用ひたる弓なり袋に納む

箭拵の事

籠は八月廿日以後より九月廿日頃の暗夜に断つべし的矢籠は二三年籠を夏切りれるか冴へて面白く射能きなり三年籠を片籠と云ふ二年籠は片うきすと云ふ一年籠はうきすと云ふ籠は切りたるを薬の袴を袴にして砂を混せぬ様にして灰を筛ひ俵に付て水にて籠



を洗ひ逆に立て編て曝すへし充分曝らしたる後火氣を入れ矯て小刀にて目を刺し仕上す的矢の籠は節影を取るが本式なり節は人に依り幾節共限らずれつとり節羽中節籠中節射付の四節を賞す筈長三分筈卷二分半けら首一分五厘上矧七分五厘羽五寸程下矧八分五厘程とす

矢頭、四目、燕、矢、鋒、矢、服柄、征矢、的矢

矢頭は籠は節影を取り塗る筈は素筈なり節巻に染を矯る塗。目を赤染にも塗る羽は眞鳥羽雉子山鳥筈長凡五分筈巻二分半けら首二分半本矧七分より八分すげ節根迄二寸五分

鏑矢は籠白筈は節筈なり鷹の羽小羽は山鳥の尾を用
ゆ鏑は鹿角等を用ゆ筈五分筈卷二分上矧二分本矧七
八分

鋒矢は羽中すげ節箇中の三節を賞す羽は鷹の羽小羽
は山鳥矯様漆の遣ひ様は征矢の通り筈五分六厘筈卷
三分半けら首三分半上矧六分九厘本矧九分計り
服柄燕と全じ

征矢籠は外三節なり節影を取る筈六分筈卷三分けら
首二分上矧五分六厘本矧九分計

的矢は前の矢搭の始めを見るべし
小笠懸墓かね目筈は節筈あわせなりから竹を節の儘用ゆ筈巻は

卷之三

紅糸を用ゆ籠は節影を用ゆ筈長五分筈卷二分半けら
首二分半上矧六分半本矧七分半笠掛_{ツリ}目筈は的矢の
如くすべし筈長五分筈卷二分半けら首半上矧六分半
本矧七分半

大射臺目からをまろ矧よするなり走羽に鷹の羽外か
け羽よ眞鳥羽弓摺羽に染羽そめを付け混せ矧にす筈長五
分筈卷二分半上矧六分半本矧七分半

誕生日墓目筈は節筈なり小笠掛のから筈の如くす節は
五節をも用ゆ白籠なり羽は鶴の木白を用ゆ上矧下矧
共錦地よて包其上を細藤よて七五三五七八よ巻く墓
目の木は山桜を用ゆ筈長五分筈卷二分半けら首半上

矧六分半本矧七分半計りなり根は畫圖に就て見るべし

蝶の事

蝶は柔かき鹿革を以て製す五分位の力ある弓を引くには拇指の柔かなる帽子を用ゆ六分以上は堅帽と云ふ拇指の中より角を入れ作れる者なり三つ掛四つ掛あり三つ掛は拇指人差指中指三本を云ふ四つ掛は無名指を加へたるなり三つ掛は全じ革を用ゆ四つ掛も其の飴糸等は我好みの糸を用ふ通例は帽子の長きを用ゆ併し尾州竹林は薄平たき方に作る差矢には左右の手共よ差す

弦の持へ様

弦は上等の麻を以て製す先つ麻を紡み麻の頭を細し麻の中へ差口を入れ捻り如此入れては捻り凡九尺程に捻り其れを凡廻り四寸五分位長さ八寸五分計りの竹に張り水しきを充份に施し日光に曝し燥かす燥き次第又水しきを五度程行ひ能く燥きたらば楠膏ムラカシを引き上鉢下鉢の短き麻を製し上下に仕掛けす其上へ絹切れ或は色紙等を以て巻き釣輪を持へ用ゆ古へ軍用弦は皆漆を塗りたる者なりと雖も實地に就き練習せされば充分ならざるなり

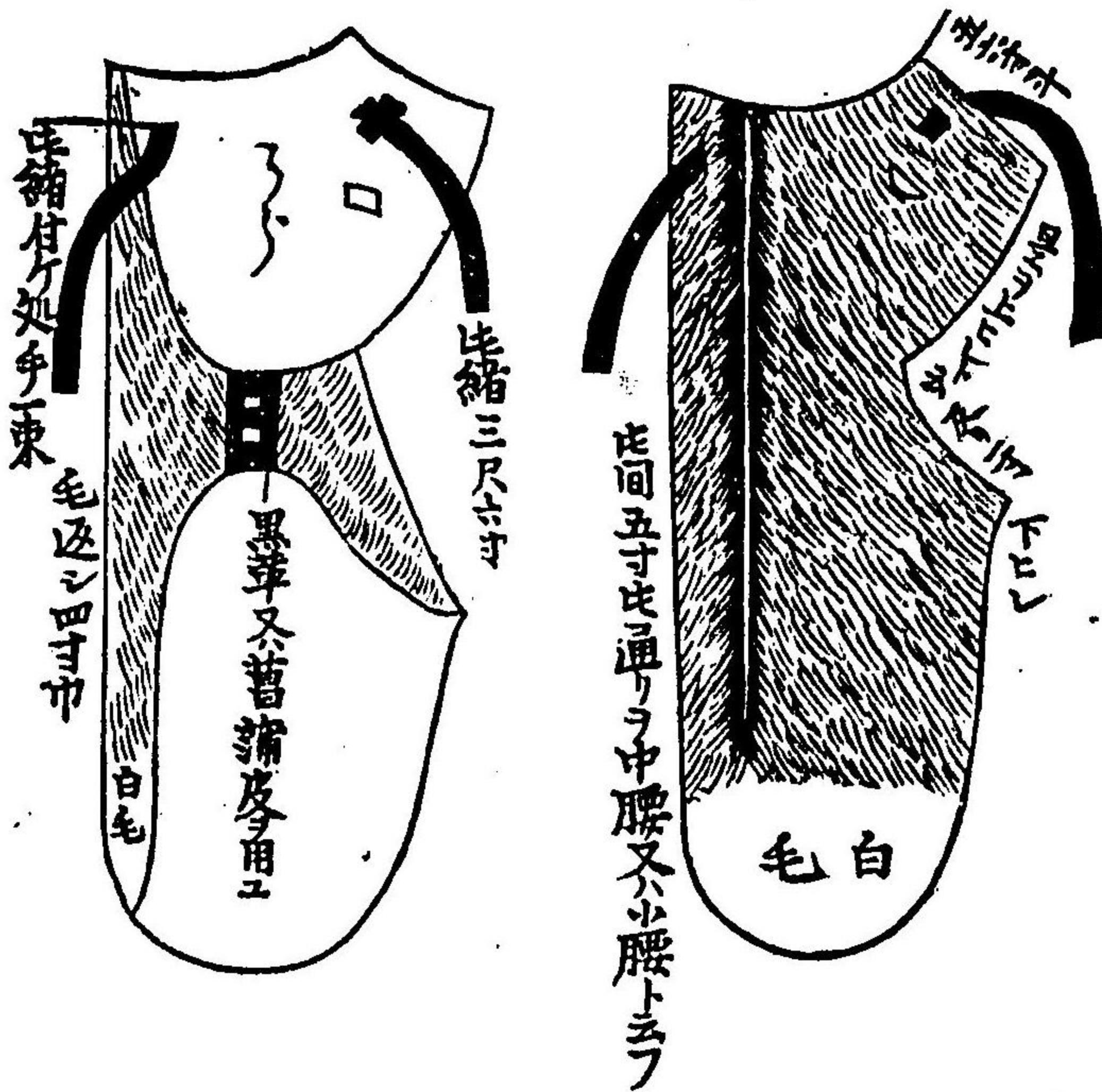
柶膏造り様の事 天風共書ス

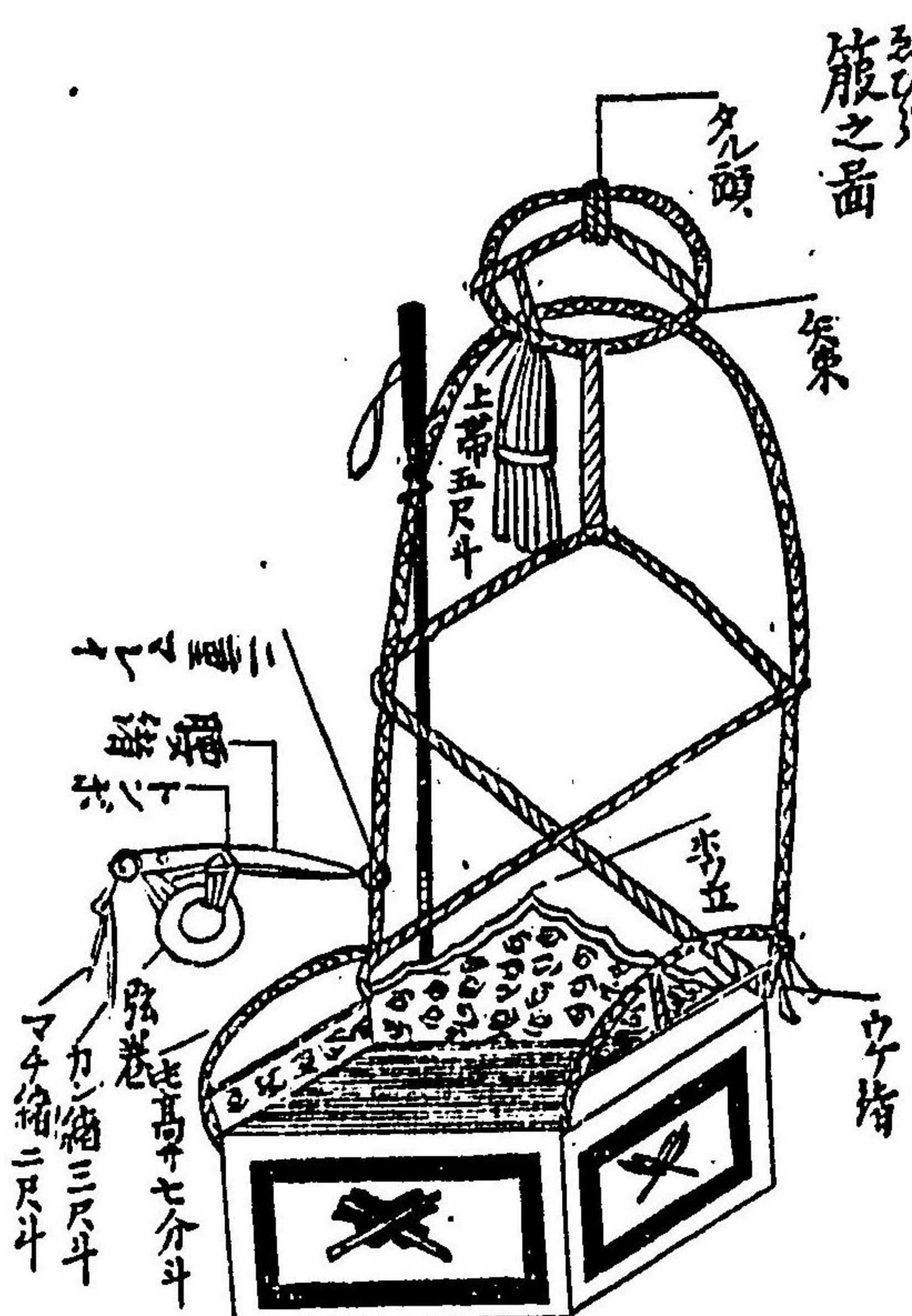
柄膏は松の若脂を器より入れ之れを火にて融解せしめ種油を入れ加減を見るべし而して其融汁を水中に投し水晶飴の如く成りたるを攢ひ取り皮に付け置き用ゆ尤も寒暖に依り油の入れ様に加減あり

行膝の事

行膝は鹿の夏毛を以て造る例式は三尺六寸腰の脊通より白毛迄の長なり

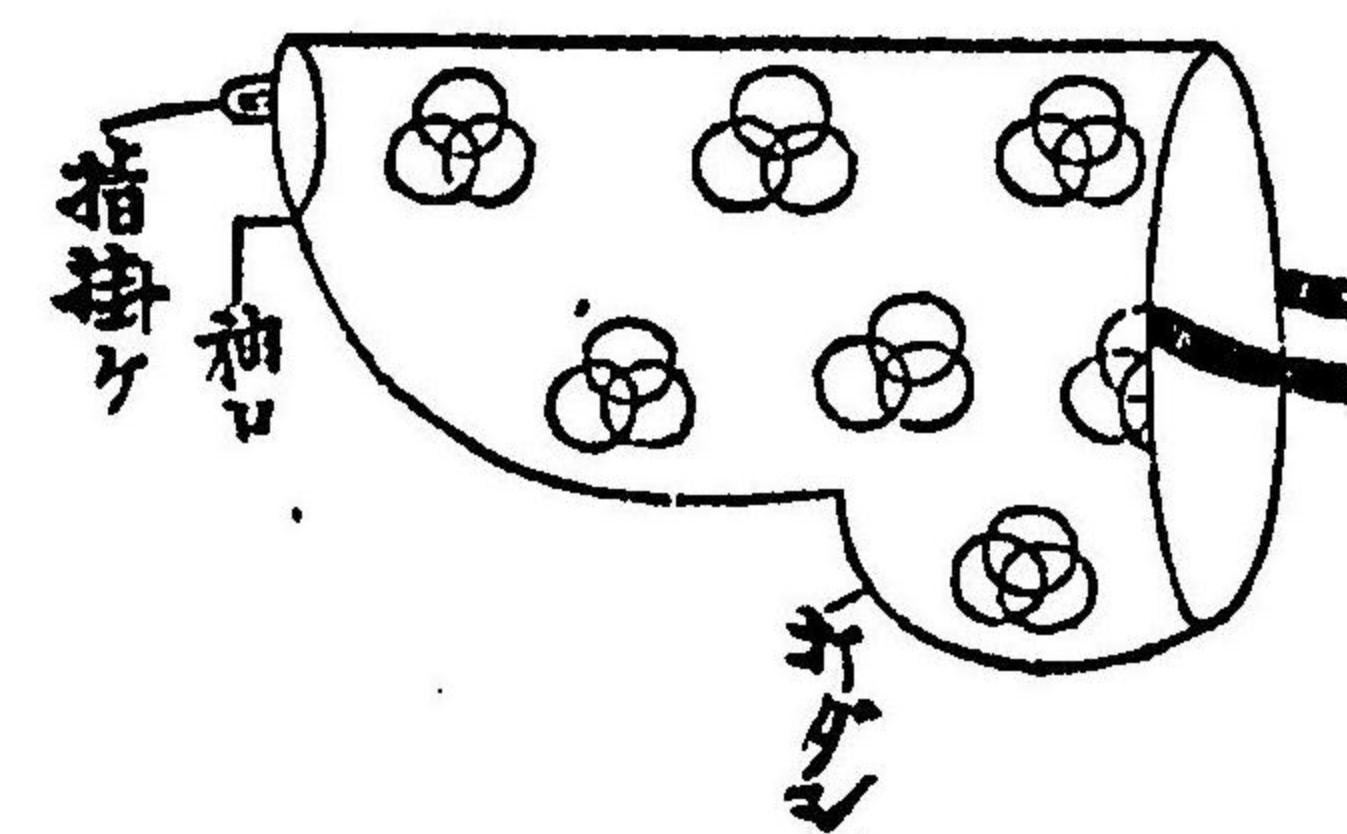
行膝之圖





毛皮を逆に掛けべし簞の内の方にも皮を懸くべし之れを逆づら簞と云ふ箱簞とは箱に差立内外蠟色四方の角延付に金物を打つなり紋所は蒔繪よすべし山形

弓籠手之畠



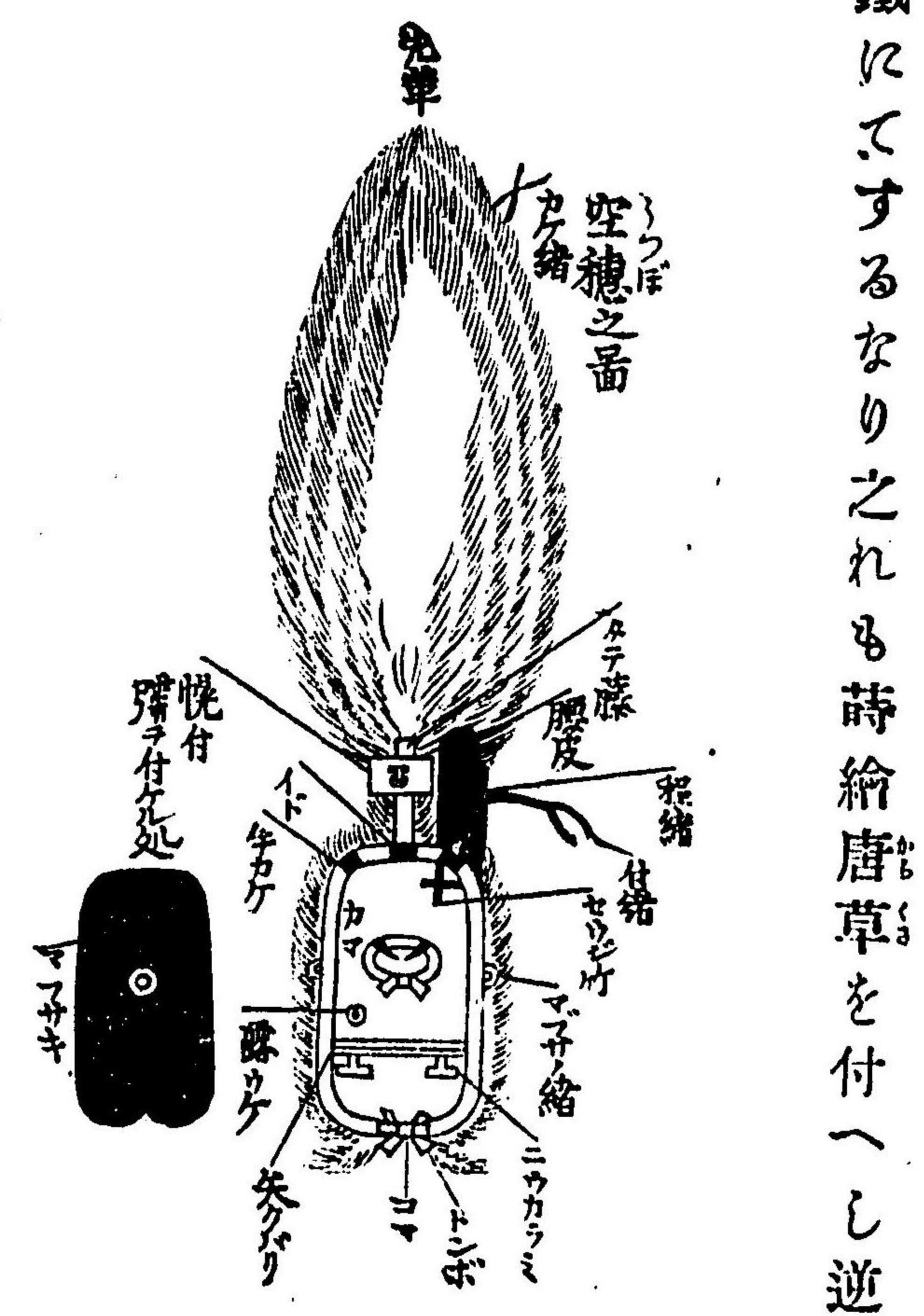
弓籠手は滑革又は染革其他錦或は綾子縞子綾等より製すべし

弓籠手の事

敷革の表は秋の鹿皮裏は柿色染布にて菖蒲革等にて縁を取るべし

簞の事

簞箱の高さは三尺三寸二分前の方高さ二寸七分計上廻り四寸五分下廻り四二分計山形の高さ二寸計簞の後ろ引出し一寸五分計檜板よて差立簞の外に猪の



箭の紋は赤革にて縫付る箭の上帶長さ九尺計り

矢代の事

矢代は射始めよ古は籤を引て順を定め來れるを近き頃より矢代を振ると始まり矢代の矢は一と手の内を片々出し何れも印を付け置き弓場始めの弓太郎よ出す矢代を出すよは矢頭を堅よして右の手よ引下けて持ち出て跪ひ矢代の役人弓太郎へ渡すへじ役人は先我か矢代を右手よ引下て持出し矢代振始め可き處へ行き少し的の方へ角み掛けて跪ひ矢の羽を左へなびく様よ取て節の邊を左の手に持ち又其下を一束餘り置きて右手よ持ち矢頭を地よ付けて持つなり其時射手各矢代を役人へ渡す役人は右の手を差出し受取左

へ取り移す悉皆請取終て直に捻ち直り矢を突き揃へ右手を上げ左手を下にして矢の中程を握り儲て左右の手にて矢を二三度斗り順に混せ合せさらさらとし又鎌を突き揃へ左右の手を二束斗押下け右手を放ち羽を二三度計撫て上けて其手を其儘遣り過して左り手の下を逆手にて取て左手の下を逆手にて取て左手を放して立上り様より右の脇より後へ廻し後にて左の手と右の手と出し合左の手へ矢代を寫すべし矢の腰に帶びたる如くとして持つべきなり扱右の手にて矢代を二つ宛抜き取り様に二足三足も歩出て矢頭の方を的へ向け矢頭より筈の方に目を遣ひ下矢を直に置いて上矢

をば筋違よ下矢の上に打掛け置く此の如く次第次第に振てしさるべし矢代は次第に的の方へ矢頭を出し筋違ふ心持に振るべきなり併し形の如く成らざる場合もあるにより直に振て落の矢代一組にても矢頭を的へ出し振る可きなり是れ古實なり

歌智射の事

能引て引な抱よ手もたすと

矢束程引て味へ心なく

身のたけに餘る矢束も不足も
弦に引かれな腕の力よ

有やなしやとあらそいなしぞ
 いか程も剛きを好み押力
 引よ心の有とれもへよ
 打起引にしたかいこゝろせよ
 弓に押るなれもへ剛弱
 弦煙龍田の山の紅葉はを
 頬に散らすな息のつまるに
 息相はさとりの道の中なれや
 有無の二つは目中よそよる
 皮肉骨弓に有や人よあり
 矢よも有なりよく口傳せよ

口傳せよ押ていたすらに引無益
 父母の心をれもひやるへし
 剛は父緊は母なり矢は子なり
 片れもひして矢はそだつまじ
 打起引弓矢束を身にしらせ
 胸より左右へ延て離れよ
 聲は唯弓によりける物なれば
 きり聲も吉かけ聲も吉
 口傳せよ矢束と鞭とちから皮
 長きをば繼みしかきをきれ
 出ると人とも月をれもひなば

引弦道よまよふべきなり
押引も繼めなみせぞふしの山

みねと胸とはひとつなりけり
青楓秋の木末ぞ冷しき

朝嵐身にはしむなり松風は
紅葉重よ嵐ふくなり

目よは見へねと音は冷し
以上の歌は追々引き來り上達するよ隨て意味ある處
を解すへし能く此の歌を暗記して其縹奥の妙味を究
め賜わんとを云爾

初心者へ注意

初心者の用ゆる弓は四分より五分迄を最上とす自己
の力に適せざる強弓は返て惡癖を感じて容易に復
する能はず注意すべきなり

五重十文字の事

一弓と矢と十文字二に手の内と弓と十文字三に懸
けの大指と弦と十文字四に胴骨と肩と十文字五に胸
筋と矢と十文字組し矢の付處は口より下へ下げる様
注意すべし

肖像油畫豫約調製廣告

油畫ハ美術ノ冠タル者ニシテ就中其保存ノ如キハ寫眞若レクハ日本繪モ遠ク及ハサル
ハ已ニ諸君ノ知ル所ナ、然レ共其價ノ高貴ナルヲ以テ依頼セント欲スル者アルモ未タ
果サル者多キト聞ク弊館頃日慶事アリ故ニ聊カ祝意ヲ表セシカ爲メ一百枚限り紀念
ノ爲メ左ノ實費額ヲ以テ世ノ保存ヲ計ル者ノ爲メ豫約揮毫セントス請フ有志者ハ速ニ
申込アランコト

豫 約 手 繢

- 一 申込人ヘ依頼セント欲スル本人ノ年齢顏色ノ大略頭髪ノ黑白目ノ一側或ヘ二重鼻ノ
高低口及ヒ唇ノ大小厚薄額ノ生際及眉毛ノ厚薄黑白痘痕其他著シキ者并ニ額ノ皺其
他着衣ノ色定紋等ヲ詳記シ望ノ寸法ニ前金ト寫眞ヲ添ヘ申込アルヘン
- 一 前金ヘ四ツ谷區内ノ郵便局ヘ向ケ淑美館宛ニテ送付アルヘシ
- 一 豫約金高及寸法ハ堅尺三寸横一尺布地仕上ヶ金二圓三十錢以上一寸ヲ延ブ毎ニ壹圓
ヲ増ス堅尺六寸横尺二寸以上ハ一寸毎ニ金二圓増レトス
- 一 弊館ハ申込ノ順序ニ隨ヒ起手シ返送モ又申込順ニ依ルヘシ
- 油畫水彩絹畫ヲヨーク畫ガフズ其他諸畫大小共需ニ應ス

四ツ谷區左門町十六番地

淑

美 館

明治廿七年六月五日印刷

明治廿七年六月十日發行

定價金十八錢

編輯兼東京府土族

東京市四ッ谷區左門町
十六番地

田中雄之進

勝野松二郎

東京市京橋區彌左工門
町一番地

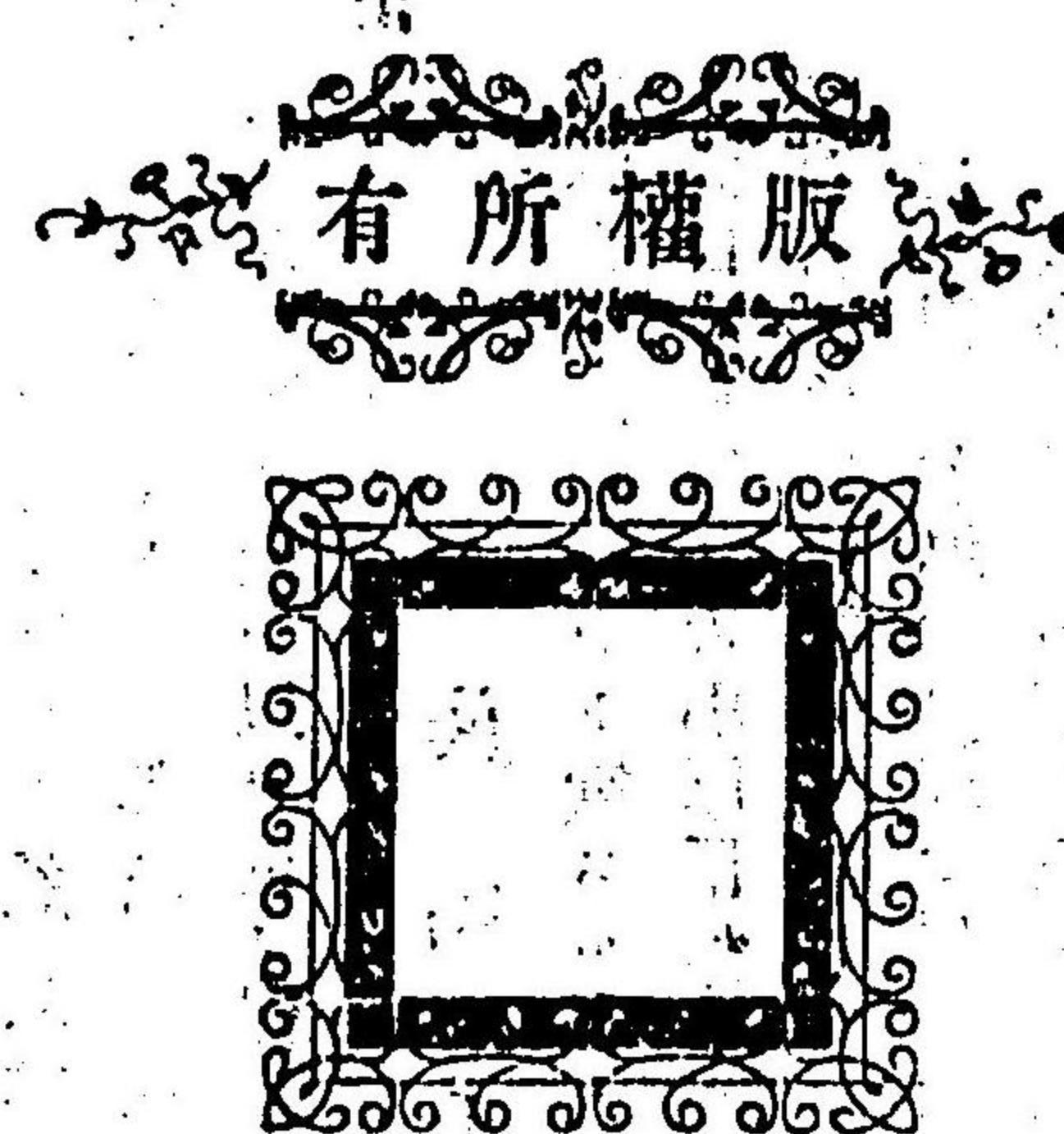
印刷者

印刷元

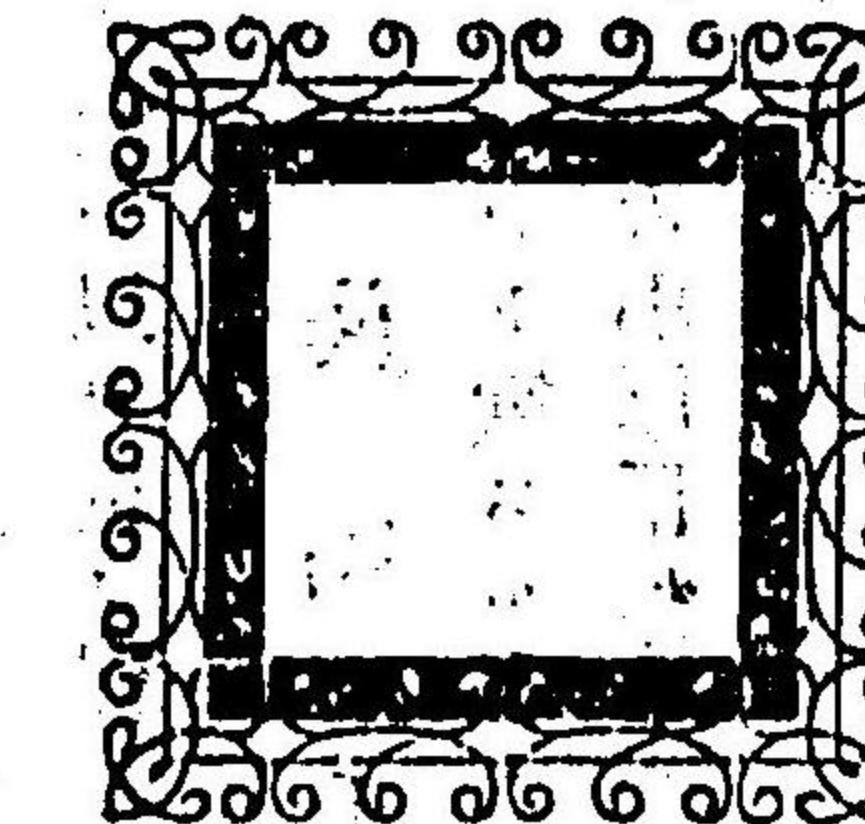
東京市京橋區彌左工門
町一番地

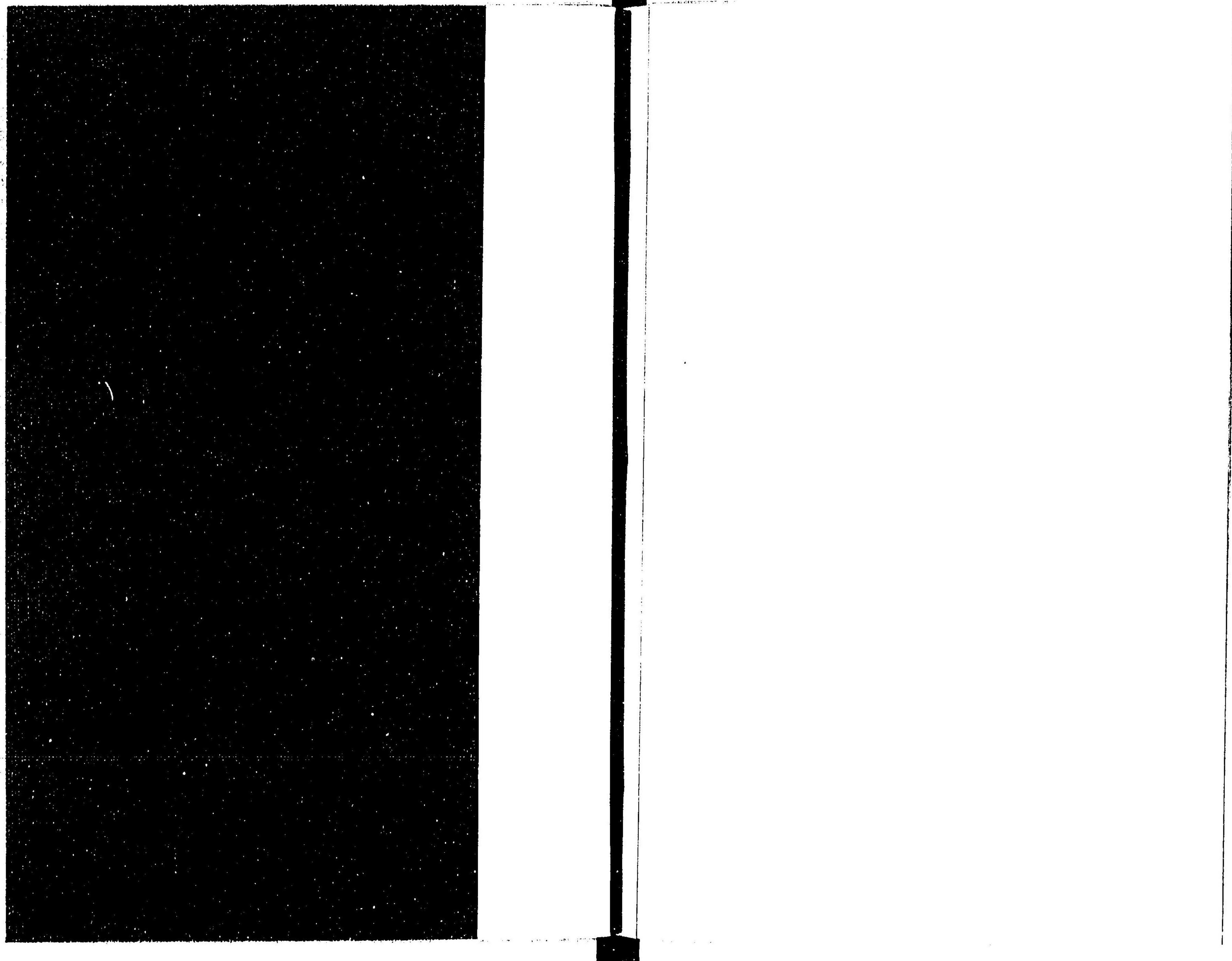
青木嵩山堂

東京市京橋區彌左工門
町一番地



版權所有









特23

361

075171-000-5

特23-361

弓術図解

田中 雄之進/著

M27

CEM-0072



